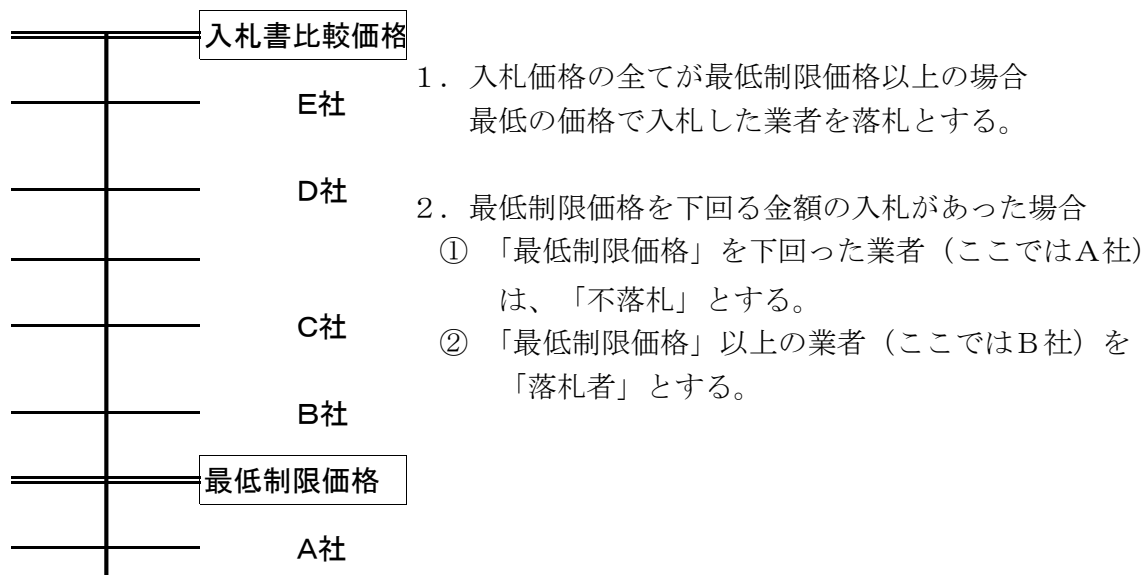


最低制限価格制度の概要



○500万円未満工事

「工事価格の9/10」(小数点以下切捨)から万円未満を切捨てた価格

○土木系(500万円以上土木等一般工事)補助事業

「直接工事費の10/10＋共通仮設費の9/10＋現場管理費の8/10＋一般管理費の7/10」
(各費目米毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨)を合計)から万円未満を切捨てた価格)

○土木系(500万円以上土木等一般工事)単独事業

「直接工事費の10/10＋共通仮設費の9/10＋諸経費の8/10」
(各費目米毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨)の合計)から万円未満を切捨てた価格)

※土木系機械設備、土木系電気設備及び土木系解体工事には不適用

○営繕系(500万円以上建築工事・機械設備工事・電気設備工事)

「直接工事費の10/10＋共通仮設費の9/10＋現場管理費の8/10＋一般管理費の7/10」
(各費目米毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨)を合計)から万円未満を切捨てた価格)

直接工事費＝直接工事費－現場管理費相当額

現場管理費＝現場管理費＋現場管理費相当額

※営繕系機械設備、営繕系電気設備で直接工事費に占める機器単体費の割合が
30%以上のもの及び営繕系解体工事には不適用